

問題集横断・縦断超整理本問題集に、下記のような法改正と誤りがありました。これに伴い、書中の記述を下記のように改めてください。(新設事項はアミかけ表示しています。)

問題集横断・縦断超整理本 正誤表		
ページ数	誤	正
P 13 【問 4】 3 行目	…これらの者がその有する能力…	…これらの者が尊厳を保持し、その有する能力…
P 98 【問 2】 A	正しくは「1,000 分の 130」ではなく「1,000 分の 164」である。	正しくは、主な保険給付費については「1,000 分の 130」で正しいが、老人保健拠出金については「1,000 分の 164」である。
P 99 【問 3】 C	その 6 分の 4 に相当する額を国庫が、6 分の 1 に相当する額を都道府県及び市(区)町村がそれぞれ負担する。	3 分の 1 に相当する額を国、都道府県及び市(区)町村がそれぞれ負担する。
P 117 【問 2】 E	その 1 の位の数を四捨五入して得られた額とならない。	1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てて算定する。
P 129 【問 1】 D 1 日につき(3ヶ所) 金額	1 日につき 780 円 650 円 500 円	1 食につき 260 円 210 円 160 円
P 130 【問 1】 D 解説	300 円 平成 12 年厚告 382 号	1 食につき 100 円 平成 18 年厚労告 90 号
P 130 ポイント	表	下図 参照
P 134 ポイント 70 歳以上 75 歳未満枠内	低 ₁ 低 ₂	低 ₂ 低 ₁
P 143 【問 20】	122 万 1,700 円(平成 17 年度価額)	121 万 8,000 円(平成 18 年度価額)
P 144 【問 14】解説	平成 16 年 4 月 1 日以後	平成 17 年 4 月 1 日以後
P 144 【問 20】解説 金額改正(計 5ヶ所)	993,100 円 794,500 円 228,600 円 1,221,700 円	990,100 円 792,100 円 227,900 円 1,218,000 円
P 156 【問 1】 B	健保法平成 5 年…	社一平成 5 年…
P 167 【問 1】 B	平成 17 年度内 794,500 円 762,00 円 228,600 円	平成 18 年度内 792,100 円 75,900 円 227,900 円
P 178 ポイント 年金額枠内	平成 17 年度価額は 794,500 円	平成 18 年度価額は 792,100 円
P 186 【問 1】 A	平成 17 年 問 4 -C	平成 17 年 問 4 -A
P 192 ポイント	図	下図 参照
P 197 【問 1】 D	56,950 円	56,710 円
P 198 【問 1】 D 解説	104,970 円	104,590 円
P 212 【問 7】解説	設問の場合には、その日以後、高年齢再就職給付金は支給されない。	下線部削除

P 282 【問 1】 A	× 解説全文訂正	— 法改正により、最大で 100 分の 40 (一括有期事業においては、建設の事業：100 分の 40、立木の伐採の事業：100 分の 35) とされたため、本問は正解の肢となる。(正解が 2 肢あることになる)
P 286 【問 1】 E 解説	増加日が 4/1～7/31 の間にある場合の延納回数は 3 回、8/1～11/30 の間にある場合は、原則として 2 回、12/1 後にある場合は延納できない。また、第 1 期の納期限は、賃金総額の増加が見込まれた日の翌日から起算して 30 日以内である。	賃金総額等の見込額が増加した日の属する期分の増加概算保険料については、その日の翌日から起算して 30 日以内に納付するものとされている。
P 306 【問 12】解説	…子を養育するための休業を開始したとき」	…子を養育するための休業を開始したとき(産後休業期間は含まれない)」
P 321 【問 5】【問 6】	事務主	事業主

図

健康保険法 入院時食事療養費の標準負担額(1食あたり)			
一般被保険者			260 円
減額対象	市町村民税非課税世帯	減額申請を行った月以前の入院日数が 90 日まで	210 円
		減額申請を行った月以前の入院日数が 90 日を超える	160 円
	被保険者や被扶養者全員に一定の所得がない 70 歳以上の高齢受給者		100 円

なお、1 日の標準負担額は、3 食に相当する額を限度とする。

図 (下線部分を訂正・追加)

次の表で計算した年金額(支給停止基準額)を支給停止

在職老齢年金 (60歳以上65歳未満の者)

		報酬月額相当額	
		支給停止調整変更額以下	支給停止調整変更額超
基本 月 額	支給停止調整 開始額以下	$(\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - \text{支給停止調整開始額}) \times 1/2 \times \underline{12}$	$\{(\text{支給停止調整変更額} + \text{基本月額} - \text{支給停止調整開始額}) \times 1/2 + (\text{総報酬月額相当額} - \text{支給停止調整変更額})\} \times 12$
	支給停止調整 開始額超	$\text{総報酬月額相当額} \times 1/2 \times 12$	$\{\text{支給停止調整変更額} \times 1/2 + (\text{総報酬月額相当額} - \text{支給停止調整変更額})\} \times 12$

支給停止調整開始額 28万円(平成18年度価額) 支給停止調整変更額 48万円(平成18年度価額)

- ・総報酬月額相当額と基本月額との合計額が支給停止調整開始額を超えない場合は、支給停止はない
- ・支給停止基準額が年金合計を上回る場合は全額支給停止

基本月額 = 老齢厚生年金(加給年金額を除く)の年金額を12で除して得た額

在職老齢年金 (65歳以上70歳未満の者)

基本月額と総報酬月額相当額との合計額が支給停止調整額以下の場合	全額支給
基本月額と総報酬月額相当額との合計額が支給停止調整額を超える場合	$(\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - \text{支給停止調整額}) \times 1/2 \times 12$ 支給停止基準額が年金合計を上回る場合は全額支給停止

支給停止調整額 48万円(平成18年度価額)

- ・加給年金額が加算されている場合(、とも共通)
 - 本体部分の年金が一部でも支給 加給年金額は全額支給
 - 本体部分の年金が全額支給停止 加給年金額は支給停止